

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり提出があった。

平成28年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	花枝地区	平成27年1月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	桜町北地区	平成27年1月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西地地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中原地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上井地区	平成26年12月19日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	柿谷地区	平成27年2月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	ブス池地区	平成27年2月12日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	氷谷原地区	平成27年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大塚地区	平成27年2月5日
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	流田地区	平成27年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	一小路地区	平成27年2月27日